

平成 29 年度
科学研究費助成事業－科研費－
公募要領等について

【主な説明内容】

1. 科研費の公募要領について

- 科研費の公募要領について
- 科研費に応募するには
- 応募書類の提出(送信)期限等
- 応募に当たり研究機関が行うべき主な事項
- 応募に当たり研究者が行うべき主な事項

2. 公募要領の主な変更点等について

- (1). 文部科学省公募分、日本学術振興会公募分に共通する事項
 - 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について
- (2). 文部科学省公募分に関する事項
 - 新学術領域研究(研究領域提案型)の変更点について
- (3). 日本学術振興会公募分に関する事項
 - 挑戦的研究(開拓・萌芽)の応募に当たっての留意事項
 - 基盤研究(A・B)(海外学術調査)の審査希望分野について
 - 基盤研究(B・C)(特設分野研究)の応募に係る留意事項
 - 研究計画最終年度前年度の応募について

1. 科研費の公募要領について

○科研費の公募要領について

○科研費に応募するには

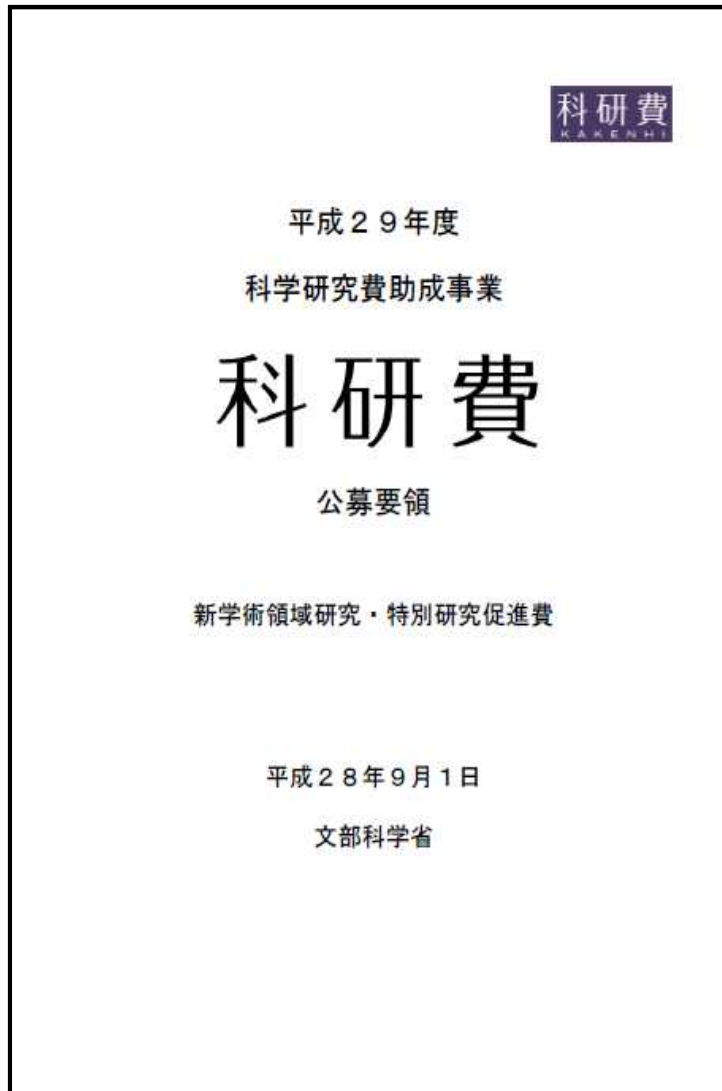
○応募書類の提出(送信)期限等

○応募に当たり研究機関が行うべき主な事項

○応募に当たり研究者が行うべき主な事項

科研費の公募要領について（1）

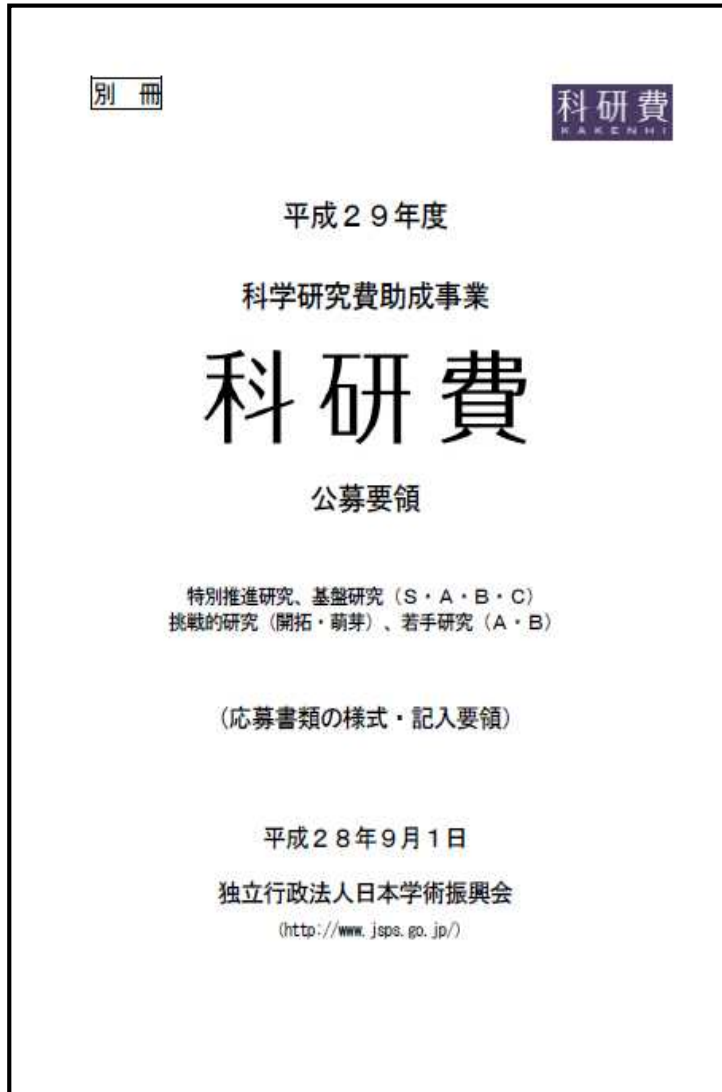
- 公募要領は、「科研費の応募・申請に関するルール」
- 毎年度、変更点があるので、必ず内容を確認してください。



【科研費の公募要領の構成】

- ・科研費制度の概要
- ・公募の内容
- ・応募する研究者に対する注意事項（応募資格や重複制限等）
- ・応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法
- ・既に採択されている研究者に対する注意事項
- ・研究機関の担当者向けの注意事項

科研費の公募要領について（2）



【科研費の公募要領の構成(別冊)】

- ・各種目の研究計画調書、作成・記入要領
- ・Web入力項目(科研費電子申請システムに直接入力する項目)の作成・入力要領、画面イメージ

※別冊については冊子体の送付を行いません。

※公募要領は文部科学省及び日本学術振興会のホームページに掲載しています。

文部科学省分:

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm

日本学術振興会分:

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

【平成28年9月1日に公募を開始した種目】

○新学術領域研究（研究領域提案型）

→文部科学省から公募

○特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、

挑戦的研究（開拓・萌芽）、

若手研究（A・B）

→日本学術振興会から公募

本パートでの主な説明
対象

○研究成果公開促進費

→日本学術振興会から公募

※すべて異なる公募要領ですので注意してください。

※研究活動スタート支援、奨励研究は、別時期に公募予定。

（参考）昨年度の公募時期…研究活動スタート支援：3月1日、奨励研究：10月1日

また、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の平成28年度公募も平成28年9月1日に開始していますので、併せて次のパートで紹介します。（日本学術振興会から公募）

資料6を参照

科研費に応募するには

○公募要領に基づき、科研費応募資格を有する研究者が研究代表者となり、研究計画調書（応募書類）を作成し、所属する研究機関を通じて、科研費電子申請システムにより提出する必要があります。

【応募に当たって、科研費電子申請システムを利用する種目】

新学術領域研究（研究領域提案型）、特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援

【応募に当たって、科研費電子申請システムを利用しない種目】

奨励研究、研究成果公開促進費

応募書類の提出（送信）期限等

（公募要領 P 9（文科）、P 10（学振））

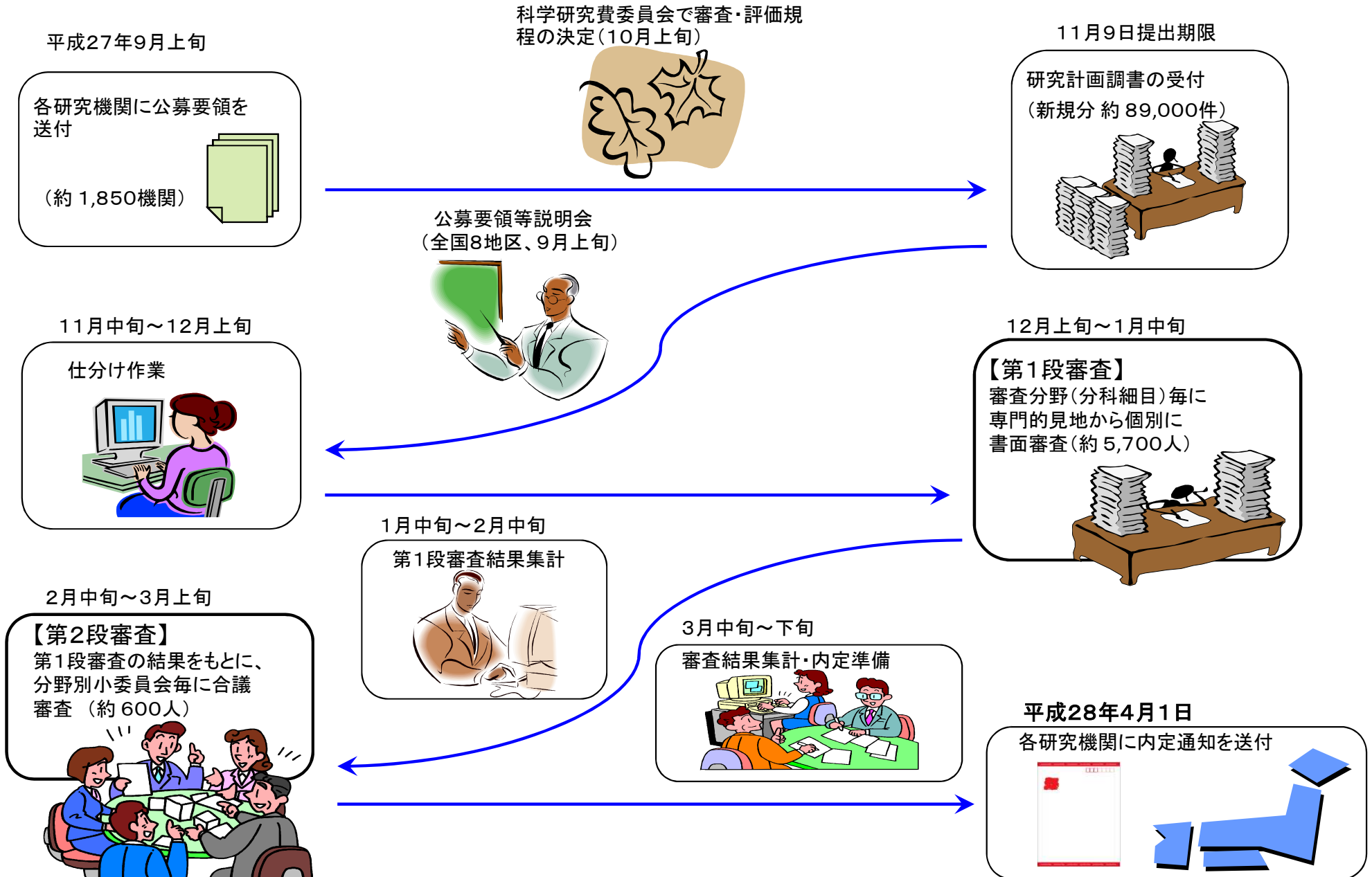
「応募書類の提出（送信）期限は、下記のとおりです。この期限より後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）してください。

また、応募書類の提出（送信）後に、研究計画調書の訂正、再提出を行うことはできません。

日 時	研究代表者が行う手続	研究機関が行う手続
<p>平成28年9月1日～ 公募開始</p> <p>※平成29年度公募に係る科研費電子申請システムでの入力は9月中旬より可能となる予定。</p> <p>11月7日（月） 午後4時30分 提出期限</p>	<p>①応募書類の作成 （所属する研究機関から付与されたe-Radの「ID・パスワード」により、科研費電子申請システムにアクセスし作成）</p> <p>②所属する研究機関に応募書類を提出（送信） （当該研究機関が設定する提出（送信）期限までに提出（送信））</p>	<p>【必要に応じて行う手続】</p> <p>①e-Rad運用担当からe-Radの研究機関用のID・パスワード」を取得（既に取得済の場合を除く） ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。</p> <p>②e-Radへの研究者情報の登録等</p> <p>③研究代表者に「ID・パスワード」を発行（既に発行済みの場合を除く）</p> <hr/> <p>④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究機関における公的研究費の監査・管理のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出 ・「<u>研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン</u>」に基づく「<u>取組状況に係るチェックリスト</u>」の提出（NEW） （提出期限：10月4日（火）） <hr/> <p>⑤応募書類の提出（送信）</p>

基盤研究等の公募から内定までの流れ(平成28年度分)

※「基盤研究等」……「基盤研究(A・B・C)(一般)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(A・B)」



応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（1）

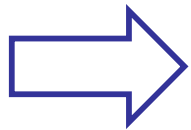
（公募要領P38（文科）、P71（学振））

(1)「研究機関」としての要件と指定・変更の手続

①研究者が、科研費に応募するためには、「研究機関」に所属していることが必要です。ここで言う「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条において、

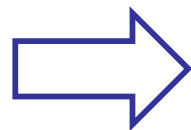
- 1)大学及び大学共同利用機関
- 2)文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3)高等専門学校
- 4)文部科学大臣が指定する機関

という4類型が定められています。



4)に該当する機関が、研究機関の名称等の変更等を予定している場合には、その内容を速やかに文部科学省研究振興局学術研究助成課に届け出てください。

②研究者が科研費による研究活動を行うためには、研究機関は、以下の要件を満たさなければなりませんので御留意ください。



全ての機関が、以下の要件を満たしているか確認してください。

- ① 科研費が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること
- ② 科研費が交付された場合に、機関として科研費の管理を行うこと


応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（2）

（公募要領 P 3 8（文科）、P 7 1、7 2（学振））

(2) 所属する研究者の科研費応募資格の確認

○所属する研究者が科研費に応募しようとする場合、下記の点を満たさなければなりませんので、十分に確認してください。

- ① 応募時点において、所属する研究機関から、次のア、イ及びウの要件を満たす研究者であると認められ、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている研究者であること。



<要件>

- ア 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
- イ 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること（研究の補助のみに従事している場合は除く。）
- ウ 大学院生等の学生でないこと（ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員や企業等の研究者など）で、学生の身分も有する場合を除く。）

- ② 科研費やそれ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、平成29年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと

応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（3）

（公募要領P39（文科）、P72（学振））

（3）研究者情報の登録（e-Rad）

○科研費に応募しようとする研究代表者、研究分担者及び連携研究者は、e-Radに「科研費の応募資格有り」として研究者情報が登録されている者でなければなりません。

【参考】〔e-Rad研究者情報登録画面〕

登録状態	機関所属 ▼ 事由 転出
退職日	<input type="text"/> この研究者が実際に退職する(した)日を入力します。例) 2013/03/31
科研費応募資格	<input checked="" type="checkbox"/> 資格あり この研究者があなたの研究機関において科学研究費助成事業への応募資格を持つと判断する場合にはチェックを入れます。 ・このチェックを入れることによって、科学研究費助成事業への応募が可能となります(ログイン直後の画面へ科研費システムへのリンクが表示されるようになります)。 ・応募資格を認めるか否かについては、公募要領等に示している要件を元に各機関で判断を行ってください。
	<input type="radio"/> 委任先にならない <input checked="" type="radio"/> 委任先になる この研究者にとって、あなたの研究機関が「主たる研究機関」となる場合にはチェックを入れます。

研究者が応募書類を作成できるようにするには、応募資格を確認した後、このチェックボックスにチェックを入れる必要があります。

応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（４）

（公募要領P39、40（文科）、P72、73（学振））

（４）e-RadのID・パスワードの確認

○研究機関は、応募を予定している研究者で「ID・パスワードを有していない者」がいる場合には、e-Radに研究者情報を登録してください。

①研究機関用のID・パスワードの取得について

研究機関用のID・パスワードを取得されていない場合には、まず、e-Radポータルサイトより登録様式をダウンロードし、書面により登録申請を行ってください。

→ ID・パスワードの取得については、e-Radホームページ
(<http://e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>) で確認。

②応募を予定している研究者に対するID・パスワードの付与

各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。

→発行方法は、e-Radホームページ (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>) で確認。

※ID・パスワードの付与の際、決して他者に漏えいすることがないように厳格な管理をするよう研究者に周知してください。

※一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能ですが、既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容（「所属」「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※余裕を持って、早めに登録を済ませてください。

応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（5）

（公募要領P40（文科）、P73、74（学振））

（5）「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

○「応募を予定している研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成29年度も科研費の継続課題の研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」が作成・提出する書類として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出してください。

- ①チェックリストは、平成28年10月4日（火）までにe-Radにより提出してください。
（平成28年4月以降に既に提出している場合は、あらためて提出する必要はありません。）
- ②チェックリストの提出がない場合には、当該研究機関に所属する全ての研究者の応募が認められません。
- ③e-Radを使用したチェックリストの提出方法や様式等については、別途、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室から、平成28年5月13日付けで、各研究機関（e-Radに登録された事務代表者のメールアドレス）宛に電子メールで通知しています。
- ④チェックリストを提出した後、科研費電子申請システムに当該チェックリストの提出状況が反映されるまで概ね1週間かかりますので、余裕をもって提出してください。

【問い合わせ先】（体制整備等自己評価チェックリストの様式・提出等について）

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室 e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（6）

（公募要領P41（文科）、P74（学振））

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく

（6）「取組状況に係るチェックリスト」の提出

※平成29年度公募より新たに、応募に当たって研究機関に対して求めることとしました。

「応募を予定している研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関」及び「平成29年度も科研費の継続課題の研究代表者又は研究分担者が所属する予定の研究機関」が、作成・提出する書類として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出してください。

① 平成28年10月4日（火）までにe-Radにより提出してください。

（平成28年7月以降（※）に提出を行っている場合は、あらためて提出する必要はありません。）

※文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室による通知日（平成28年7月15日通知）以降

② 提出がない場合には、当該研究機関に所属する全ての研究者の応募が認められません。

③ e-Radを使用した「取組状況に係るチェックリスト」の提出方法や様式等については、別途、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室から、平成28年7月15日付けで、各研究機関の代表者宛に文書で通知しています。

<体制整備等自己評価チェックリストとは問い合わせ先が異なりますので特に注意してください。>

④ 体制整備等自己評価チェックリストの提出と同様に、当該チェックリストを提出した後、科研費電子申請システムに当該チェックリストの提出状況が反映されるまで概ね1週間かかりますので、余裕をもって提出してください。

【問い合わせ先】（取組状況に係るチェックリストの様式・提出等について）

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室 e-mail: kiban@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm

応募に当たり研究機関が行うべき主な事項（7）

（公募要領P 4 2、4 3（文科）、P 7 5、7 6（学振））

（7）その他

①公募要領の内容の周知

②研究分担者承諾書の確認

研究代表者が作成した研究計画調書に記載されている研究分担者について、研究代表者が徴した研究分担者承諾書を確認してください。

③応募書類の確認

応募書類が所定の様式と同一規格であるか確認してください。

④応募書類の提出

※研究成果報告書の提出

研究期間が終了しているにも関わらず、研究成果報告書を特段の理由なく提出しない場合には、科研費の交付等が行われませんので、研究成果報告書を必ず提出してください。

応募に当たり研究者が行うべき主な事項（１）

（公募要領P20、21（文科）、P16、17（学振））

（１）応募資格の確認

○自身が科研費の応募資格を有しているか所属する研究機関等にご確認ください。
→応募資格は、本資料66Pスライド11参照

（２）研究者情報登録の確認（e-Rad）

○e-Radに登録されている研究者情報をご確認ください。
→自身の研究者情報が登録されていなかったり、登録内容が正しくない場合は、所属する研究機関にご確認ください。（「研究分野」など、一部の情報については、自身で修正可能。）

（３）e-RadのID・パスワードの取得

○所属する研究機関がe-Radへの研究者情報登録を完了すると、e-RadのID・パスワードが発行されます。応募に当たっては、e-RadのID・パスワードにより電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成してください。

→※ID・パスワードが他者に漏えいすることがないように厳格な管理をしてください。
※一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しても使用可能ですが、既に研究者情報が登録されている者であっても、登録内容（「所属」「職」等）に修正すべき事項がある場合には、正しい情報に更新する必要があります。

※余裕を持って、早めに登録を済ませてください。

応募に当たり研究者が行うべき主な事項（2）

（公募要領P 22～25（文科）、P 18～21（学振））

（4）重複制限の確認

【重複制限の基本的な考え方】

- 限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
- 各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
- 制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究費の額が大きい研究種目など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
- 以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。



- ・「重複応募」に係る制限、「受給」に係る制限、研究代表者、研究分担者の違いなどにより複数のルールがあります。
- ・希望する研究種目への応募や、受給ができないことにならないよう、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認してください。

応募に当たり研究者が行うべき主な事項（3）

【重複制限一覧表の見方について】（公募要領P26～28（文科）、P22～27（学振））

例) 基盤研究(C)（一般）の新規課題の代表者又は継続課題の代表者として乙欄の研究種目に新規課題を応募する場合

1-1) 「研究代表者(新規・継続)(甲欄) → 研究代表者(乙欄)」型

乙欄				特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	新学術領域研究			挑戦的研究	
						一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			研究領域提案型				
															総括班※	計画研究	公募研究	開拓	萌芽
						新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規			新規	新規	新規	新規	新規
甲欄				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
基盤研究 C	一般	新規	代表者	□	×	×	★	×	★	—	×	×						×	×
		継続	代表者	□	▲	▲	★	▲	★	—	▲	▲						▲	▲

空欄: 基盤研究(C)（一般）、乙欄双方の研究課題とも応募可

×: 基盤研究(C)（一般）の新規研究課題に応募する場合には、乙欄の研究課題に応募できない

▲: 乙欄の研究課題に応募できない

□: 基盤研究(C)（一般）、乙欄双方の研究課題とも応募可だが、特別推進研究が採択された場合には、特別推進研究のみ実施できる

★: 原則として重複応募は認めない(明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く)

—: 基盤研究(C)（一般）には、一つの研究課題にのみ応募できる(継続研究課題を有する場合は、基盤研究(C)（一般）の新規研究課題に応募できない)

2. 公募要領の主な変更点等について

(1). 文部科学省公募分、日本学術振興会公募分に共通する事項

○「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出について(再掲:本資料68Pスライド15参照)

「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧の一部変更について

(公募要領P82(文科)、P47(学振))

○細目「教科教育学」のキーワードの一部を見直しました。

分野	分科	細目番号	細目	分割	キーワード(記号)
社会科学	教育学	4203	教科教育学	1	(1)各教科の教育(国語、算数・数学、理科、社会、地理・歴史、公民生活、音楽、図画工作・美術工芸、 体育・保健体育 、家庭、技術、英語、情報)、(2)専門教科の教育(工業、商業、農業、水産、看護、福祉)
				2	(3)カリキュラム構成・開発、(4)教材開発、(5)教科外教育(総合的学習、道徳、特別活動)、(6)生活指導・生徒指導、(7)進路指導、(8)教員養成

2. 公募要領の主な変更点等について

(2). 文部科学省公募分に関する事項

○新学術領域研究(研究領域提案型)の変更点について

○新学術領域研究(研究領域提案型)の研究領域構成イメージ

新規の研究領域に関する「領域計画書」の変更

○応募情報（Web入力項目）の追加

- ・「国際活動支援班」の設置の有無を選択してください。
- ・過去に「新学術領域研究（研究領域提案型）」又は「特定領域研究」において採択された研究領域を更に発展させる提案については、一覧表から「過去の採択領域」を入力するとともに、応募内容ファイルの「1.（1）5）過去の採択領域等からの発展性」を必ず記述してください。

※その他の研究費において採択されたものについては、応募内容ファイルの「1.（2）準備状況等」に記述してください。

○領域代表者が計画研究に参画しない場合の説明

応募内容ファイルの「2.（2）領域のマネジメント体制」

- ・領域代表者が計画研究（総括班、国際活動支援班を除く）のいずれにも、研究代表者、研究分担者又は連携研究者として参画しない場合は、実質的な研究を行わない組織とされている総括班にのみ属している状況において研究領域全体の把握、マネジメントを行うための方策について、具体的に記述してください。

新規の研究領域に関する「研究計画調書」の変更

※計画研究（総括班を含む）、国際活動支援班共通

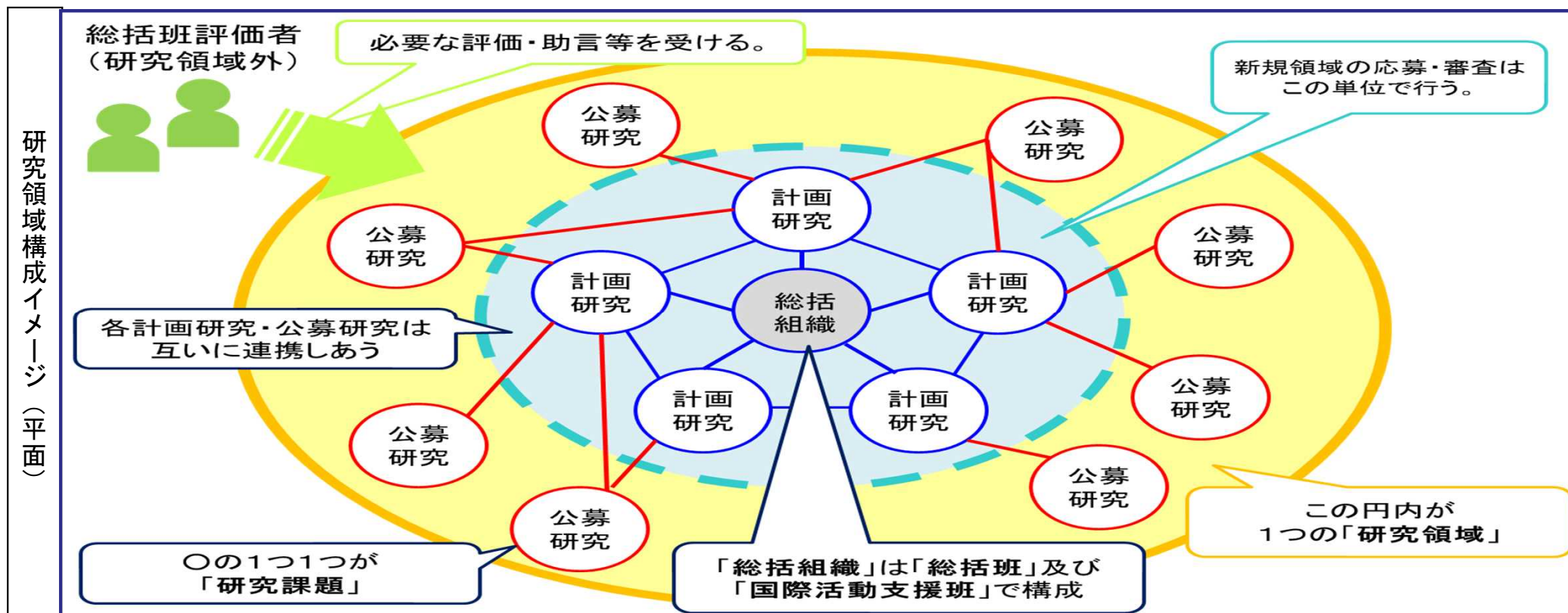
○研究設備・機器の共用促進について（設備備品費の明細）

- ・「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」を踏まえた研究設備・機器の共用促進に向け、主要なものや高額なものについては、その性能が研究上必要十分であり、設置予定機関の現有設備が活用できない理由などを記入してください。

新学術領域研究（研究領域提案型）の研究領域構成イメージ

（公募要領P11～13（文科））

区分		
計画研究		研究領域を発展させるため、領域代表者（「総括班」の研究代表者）が、当該研究領域に関する研究を行う者をあらかじめ組織して、計画的に進める研究 （総括班及び国際活動支援班による計画を含む）
総括組織	総括班	研究領域の全体的な研究方針の策定、企画調整、研究支援活動（研究領域内で共用する設備・装置の購入・開発・運用、実験試料・資材の提供など）等を行う組織（実際に研究を行わない組織）
	国際活動支援班	研究領域の国際展開を進める上で最適な方針の策定（現在行われている国際的研究の発掘による領域の強化、新たな国際ネットワークの開拓等）、国際的な動向分析、支援活動（国際共同研究の推進や海外ネットワークの形成（国際的に評価の高い海外研究者の招聘やポストドクターの相互派遣等））を行う組織
公募研究		一人の研究者が、当該研究領域の研究をより一層推進するために「計画研究」と連携しつつ行う研究であり、当該研究領域の設定後に公募します。*公募研究の研究期間は2年間（領域設定期間の2～3年目及び4～5年目）とし、領域設定期間の1年目と3年目に当たる時期に公募を行います。



2. 公募要領の主な変更点等について

(3). 日本学術振興会公募分に関する事項

- 挑戦的研究(開拓・萌芽)の応募に当たっての留意事項
- 基盤研究(A・B)(海外学術調査)の審査希望分野について
- 基盤研究(B・C)(特設分野研究)の応募に係る留意事項
- 研究計画最終年度前年度の応募について

挑戦的研究（開拓・萌芽）の応募に当たっての留意事項（1）

（公募要領P14（学振））

○平成29年度公募分より、「挑戦的萌芽研究」を見直し、「挑戦的研究（開拓）」、「挑戦的研究（萌芽）」として公募を行います。

※「挑戦的萌芽研究」の公募は行いません。

【制度概要・留意点】

○研究種目の趣旨に沿った研究課題を厳選して採択します。

※採択予定課題数：（開拓）は250件程度を上限、（萌芽）は予算の状況によって1,000件程度となる場合があります。

○挑戦的な研究課題を支援する観点から、応募額を最大限尊重した配分（特に（萌芽）については、応募額の100%を基本とした配分）を行う予定です。

○「挑戦的研究」への応募は、「（開拓）」、「（萌芽）」を問わず1件です。

○応募時に応募者が選定した「審査希望分野※」ごとに「総合審査」を実施します。このため、従来の細目別の審査より広い分野構成において、多角的な視点から審査が行われます。

※平成29年度公募に限って、暫定的に設定した「平成29年度挑戦的研究 暫定総合審査希望分野一覧表」から1つ選定。

○応募件数が多数の場合、「総合審査」が可能な件数に絞り込むため、研究計画調書の概要版等による審査を行うことがあります。

挑戦的研究（開拓・萌芽）の応募に当たっての留意事項（2）

（公募要領P22（学振））

（1）重複制限について

「挑戦的研究（萌芽）」については、「挑戦的萌芽研究」とほぼ同様の重複応募・受給が設定されていますが、「挑戦的研究（開拓）」については、「基盤研究（S・A）」についてのみ重複応募・受給が可能です。

1-1) 「研究代表者（新規・継続）（甲欄）→ 研究代表者（乙欄）」型

甲欄	乙欄															
	特別推進研究	基盤研究 S	基盤研究 A		基盤研究 B			基盤研究 C		若手研究 A	若手研究 B	新学術領域研究			挑戦的研究	
			一般	海外学術調査	一般	海外学術調査	特設分野研究	一般	特設分野研究			総括班※	計画研究	公募研究	開拓	萌芽
	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者

挑戦的研究	開拓	新規	代表者	□				×	×	×	×	×	×	×	×	×	—	—
		継続	代表者	□				▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—
	萌芽	新規	代表者	□					×	×	×	×	×	×	×	×	—	—
		継続	代表者	□					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	—
挑戦的萌芽研究		継続	代表者	□						▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

空欄：双方の研究課題とも応募できる

—：同一の研究種目（審査区分）においては、一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）

×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）

▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）

■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する

□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

★：原則として重複応募は認めない（明らかに異なる2つの研究を同一年度内に行う必要がある場合を除く）

「特設分野研究」については、「新規」及び「継続」研究課題ともに応募が認められないので注意。

挑戦的研究（開拓・萌芽）の応募に当たっての留意事項（3）

（公募要領（別冊）（学振））

（2）研究計画調書について

- ・従来の挑戦的萌芽研究の細目別の書面審査と異なり、広い分野構成で多角的視点から審査が行われることに留意して作成してください。

①概要版等による審査を実施 「総合審査」が可能な件数に絞り込むため、研究計画調書の概要版等による審査を実施する場合があります。

挑戦（開拓）－概要1

研究目的及び研究計画の概要

本欄には、研究計画調書に記載した「研究目的及び研究計画」の概要について焦点を絞り、簡潔にまとめて記述してください。

※ 従来の挑戦的萌芽研究の細目別の書面審査と異なり、広い分野構成で多角的視点から審査が行われることに注意して作成してください。

②挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）欄

応募する研究計画について、研究構想に至った経緯や、挑戦的研究としての意義（学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有するか）について、記述を求めています。

挑戦（開拓）－概要2

これまでの研究活動と着想の経緯及び挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）

本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものです。

本欄には、

- ① これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯
 - ② 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するか
 - ③ 応募者の研究遂行能力
- の3点を記述してください。

挑戦的研究（開拓・萌芽）の応募に当たっての留意事項（4）

（公募要領（別冊）（学振））

③研究遂行能力の確認

研究遂行能力を確認するため、これまでの研究活動の具体的な内容等について記述を求めています（応募内容ファイル 概要版2ページ目。開拓の場合は加えて本体5ページ目）。

挑戦（萌芽）—概要2

これまでの研究活動と着想の経緯及び挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）

本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものです。

本欄には、

- ① これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯
- ② 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するか

- ③ 応募者の研究遂行能力の3点を記述してください。

開拓の場合は、概要に加えて本体5ページ目に「応募者の研究遂行能力」の項目があるため、そちらにも記述する。

（3）お願いしたいこと

「挑戦的研究」の設定の趣旨・基本的な考え方については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について（中間まとめ）」（平成28年8月1日 科学技術・学術審議学術分科会研究費部会挑戦的研究に対する支援強化に関する作業部会）に掲載されています。応募に当たっては、中間まとめを十分確認の上、研究計画を立案・作成してください。http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284543.htm

※ 「挑戦的研究」の審査基準は、10月上旬頃日本学術振興会の以下のホームページに掲載される予定ですので、ご確認ください。
http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html

基盤研究（A・B）（海外学術調査）の審査希望分野について

（公募要領P33（学振））

○基盤研究（A・B）（海外学術調査）の審査希望分野のうち、理工系の一部を変更し、化学と環境学Aを同一の分野としました。

【平成28年度公募】

理工系	⑨ 数物系科学
	⑩ 化学
	⑪ 工学A 建築学
	⑫ 工学B 建築学以外の工学分野(情報学を含む)
	⑬ 環境学A 理工系を主とする環境学



【平成29年度公募】

理工系	⑨ 数物系科学
	⑩ 化学 環境学A 理工系を主とする環境学
	⑪ 工学A 建築学
	⑫ 工学B 建築学以外の工学分野(情報学を含む)

※このほか、人文学Dについて応募内容を明確にしました。

基盤研究（B・C）（特設分野研究）の応募に係る留意事項（1）

（公募要領P13、14、34、61～65（学振））

- 「特設分野研究」は、審査希望分野の分類表である「系・分野・分科・細目表」とは別に平成26年度公募から新たに設けた審査区分です。
- 現行の細目では審査が困難と思われる研究課題で、特設分野に関連する幅広い視点から審査されることを希望する応募者にかかれています。

【平成29年度公募分野】 <採択予定課題数：分野ごとに30件以内>

設定年度	応募可能な研究期間	分野
平成27年度	3年間	「紛争研究」「遷移状態制御」「構成的システム生物学」
平成28年度	3～4年間	「グローバル・スタディーズ」「人工物システムの強化」「複雑系疾病論」
平成29年度	3～5年間	「オラリティと社会」、「次世代の農資源利用」、「情報社会におけるトラスト」

※平成26年度に設定された「ネオ・ジェロントロジー」「連携探索型数理科学」「食糧循環研究」は平成29年度新規応募における設定はありません。

【応募に当たっての留意事項】

- ・ 各分野の設定は5年間、公募期間は分野設定年度から3年度目までとし、公募期間初年度で応募可能な研究期間は3年～5年間、公募期間2年度目は3年～4年間、公募期間3年度目は3年間となる。
- ・ 採択者を対象に、研究代表者交流会を開催。

基盤研究（B・C）（特設分野研究）の応募に係る留意事項（2）

（公募要領P13、14、34、61～65、P81、82（学振））

審査方式について

○基盤研究（B）と基盤研究（C）を区分せずに審査します。

○書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

○応募件数が多数の場合、研究計画調書の概要版等による審査を行うことがあります。

審査結果の開示について

○合議審査対象課題で採択されなかった課題については、開示を希望している場合に限り、書面審査の結果と併せて「審査結果の所見」を電子申請システムにより開示する予定です。

研究計画最終年度前年度の応募について

(公募要領 P 2 1 (学振))

- 最終年度前年度応募が可能となるのは、研究期間が4年以上で、平成29年度が研究期間の最終年度に該当する研究課題（継続研究課題）です。
- 最終年度前年度に新たに応募することができる研究種目は、「特別推進研究」、
「基盤研究（基盤研究（B・C）（特設分野研究）を除く。）」です。ただし、「若手研究（A・B）」の研究課題を基に、新たに応募することができる研究種目は「基盤研究」のみとなります。
- 最終年度前年度応募により採択された場合、その基となった継続研究課題の平成29年度の科研費は原則として交付されません。交付された場合であっても全額返還することとなりますので、新規応募研究課題の経費には、予め当該継続研究課題の実施に必要な経費を含めて計上してください。
- 研究代表者は、当該継続研究課題の研究成果報告書を提出しなければなりません。（提出期限は平成30年6月30日）

【その他特記事項】

○関連する主な留意事項等

○科研費の審査について

◇『学術研究支援基盤形成』により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下、「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費にかかる個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。各プラットフォームにおいて技術支援の公募等を行っておりますので、ホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的な応募をお願いします。

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1367903.htm

◇バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンターは、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

参考URL：<http://biosciencedbc.jp/>

◇大学連携バイオバックアッププロジェクト

様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として平成24年から開始されています。全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBPで保管可能な生物遺伝資源は、増殖（増幅）や凍結保存が可能なサンプル（植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの）で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

中核拠点：大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所（IBBPセンター）

参考URL：<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>

科研費の審査について

科学研究費助成事業（科研費）では、以下の点に留意して審査を行っています。

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者（ピア）が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の発展のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査委員は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者には、審査委員にわかるように研究計画調書を作成することをお願いしています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

科研費の審査方法等は、文部科学省・日本学術振興会のHPに公開していますので御参照ください。

文部科学省URL（新学術領域研究等）：http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284393.htm

日本学術振興会URL（基盤研究等）：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

※それぞれ今年度の公募に係る「審査要綱」または「審査及び評価に関する規程」は、10月上旬頃改正する予定です。